

# 個人事業税の減免について



令和5年8月

県では、身体障害者、生活困窮者、老年者の方等が社会生活を円滑に営むことができるよう、一定の要件に該当する場合、申請により個人事業税の減免をおこなっています。

## 1 減免対象者、減免額等

原則として前年の12月31日現在(生活困窮者については納期限現在)の状況により判定を行い、減免上限額を決定します。詳細については、総合県税事務所までお問い合わせください。

区分	具体的内容	申請書添付書類	減免上限額								
生活困窮者	1 生活保護(生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等)を受けている方 2 生活保護の停止又は廃止があった日から2年以内の方	福祉事務所長等の保護に関する決定通知書の写し	全額を減免								
老年者	年齢65歳以上の方で、以下の親族を有しない方 1 年齢65歳未満の男子又は年齢60歳未満の女子である配偶者 2 同一生計配偶者に該当しない配偶者 3 生計を一にする親族で年齢18歳以上65歳未満の方 4 生計を一にする親族で年齢65歳以上の者で扶養親族に該当しない方	住民票謄本	下記の金額を上限として減免 ただし、事業主控除前の所得が350万円を超える場合は、減免の対象になりません								
寡婦	次の1又は2に該当する方でひとり親に該当しない方 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、以下の要件を満たす方 1 ① 扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下である方 ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※1)がいない方 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方(※2)のうち、以下の要件を満たす方 2 ① 前年の合計所得金額が500万円以下である方 ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※1)がいない方	所得税又は住民税において寡婦又はひとり親の控除を受けていない方については、寡婦又はひとり親に該当することを証明する書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主控除前の所得金額</th> <th>減免上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>314万円以下</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>314万円超 332万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>332万円超 350万円以下</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業主控除前の所得金額	減免上限額	314万円以下	12,000円	314万円超 332万円以下	10,000円	332万円超 350万円以下	9,000円
事業主控除前の所得金額	減免上限額										
314万円以下	12,000円										
314万円超 332万円以下	10,000円										
332万円超 350万円以下	9,000円										
ひとり親	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方(※2)のうち、以下の要件を満たす方 1 生計を一にする子(※3)がいる方 2 前年の合計所得金額が500万円以下である方 3 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※1)がいない方										
身体障害者	1 身体障害者手帳の交付を受けている方(※4) 2 戦傷病者手帳の交付を受けている方(※4) <small>特別障害者は以下によります</small>	身体障害者手帳の写し 戦傷病者手帳の写し									
本人が特別障害者 又は 特別障害者の扶養親族(※5)を有する者	1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方 2 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方(療育手帳A級)(※4) 3 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている方(※4) 4 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている方(※4) 5 戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が特別項症から第3項症までである者として記載されている方(※4) 6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による認定を受けている方(※4) 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方(前年の12月31日又は障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、引き続き6か月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる方) 8 精神又は身体に障害がある年齢65歳以上の方のうち、その障害の程度が1、2又は4に掲げる者に準ずるものとして認定を受けている方	医師の診断書等 療育手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 身体障害者手帳の写し 戦傷病者手帳の写し 厚生労働大臣の認定書の写し 医師の診断書等 福祉事務所長等の認定書の写し	本人が特別障害者又は特別障害者である扶養親族1人につき、下記の金額を上限として減免 ただし、事業主控除前の所得が1,000万円を超える場合は、減免の対象になりません  <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率5%</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>税率4%</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>税率3%</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免上限額	税率5%	40,000円	税率4%	32,000円	税率3%	24,000円
区分	減免上限額										
税率5%	40,000円										
税率4%	32,000円										
税率3%	24,000円										

※1 住民票の続柄に未届の夫又は未届の妻である旨その他の事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされている者。

※2 3年以上生死が明らかでない方などの妻(寡婦)又は配偶者(ひとり親)に限られます。

※3 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子で、他の方の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない子に限られます。

※4 (前年の12月31日現在)手帳の交付を申請中である方等についても、減免の対象となります。

※5 納税義務者と生計を一にするもののうち、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の者で事業専従者でない者。

## 2 申請方法

- 「個人事業税減免申請書」に必要事項を記入の上、各必要書類を添付して第1期納期限までに申請してください。郵送による申請も受け付けています。
- 申請書は、総合県税事務所まで配付しているほか、県ホームページからもダウンロードできます。  
<https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/kenzei/m06-00/m06-03.html>



## 3 申請時の注意事項、記入例

- 申請書は黒のボールペンで記入してください。消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。
- 身体障害者手帳等の手帳の写しを添付する場合は、住所、氏名、障害の程度が記載されている箇所を全てコピーしたものを添付してください。
- 過去に個人事業税の減免を受けていても、減免を受ける都度、申請が必要です(自動的に減免されません)。

第46号様式

個人事業税減免申請書				
年 度 ①	期(月)別	税 目	税 額 ②	減免を受けようとする ③ 税額
令和■年度	1・2 期分 (月分)	個人事業税	100,000 円	40,000 円
減免を必要とする事由 ④ ※ 該当するものに○印を付けて下さい。		1 納税者本人が生活困窮者 2 納税者本人が老年人 3 納税者本人が寡婦又はひとり親 4 納税者本人が身体障害者 ⑤ 納税者本人が特別障害者 6 扶養している親族が特別障害者		
上記のとおり別紙書類を添付して個人事業税の減免を申請します。				
⑤ 令和 ■年 8月 10日  納税者  住 所 富山市舟橋北町1-11  氏 名 富 山 太 郎 ⑥  富山県総合県税事務所長 殿				

①	納税通知書に「令和■年度個人事業税納税通知書」と記載されています その年度を記入してください
②	納税通知書に「年税額」が記載されています その金額を記入してください
③	裏面の「減免上限額」を参考に金額を記入してください ・税額<減免上限額の場合、税額を記入 ・税額>減免上限額の場合、減免上限額を記入
④	裏面の表を参考に、該当するものに○印をつけてください 複数該当する場合は全て○印をつけてください
⑤	申請する年月日を記入してください
⑥	押印は不要です

- 備考 1 減免を必要とする事由を証明する書類を添付してください。  
2 別紙「個人事業税の減免について」を参照して記入してください。

## 4 申請窓口・お問合せ先

〒930-8548 富山市舟橋北町1-11(富山総合庁舎内)  
富山県総合県税事務所(課税第一課事業税第二班) TEL:076-444-4506